参考資料3

岐阜市未来のまちづくり懇談会開催要綱

平成28年3月29日決裁
平成31年3月22日改正
令和3年3月31日改正
令和4年3月25日改正
令和5年3月28日改正
令和6年3月28日改正
令和7年3月31日改正
令和8年3月27日改正

（開催）

第1条　岐阜市未来のまちづくり構想（令和4年2月7日策定。以下「未来のまちづくり構想」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定した岐阜市未来創生総合戦略（令和6年3月26日策定。以下「総合戦略」という。）を一体的に推進するに当たり、専門的かつ幅広い意見交換を行うため、岐阜市未来のまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（話題）

第2条　懇談会における意見交換の話題は、次に掲げる事項とする。

⑴　未来のまちづくり構想の策定、改定及び廃止に関する事項
⑵　未来のまちづくり構想に定めた指標に基づく進捗状況の評価に関する事項
⑶　未来のまちづくり構想に基づく取組に関する事項
⑷　総合戦略の策定、改定及び廃止に関する事項
⑸　総合戦略に定めた指標に基づく進捗状況の評価に関する事項
⑹　総合戦略に基づく取組に関する事項
⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成）

第3条　懇談会は、別表に掲げる団体等が推薦する者をもって構成する。

（開催期間）

第4条　懇談会の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

（会合）

第5条　懇談会は、市長が招集し、その座長はあらかじめ市長が指名する。

2　座長は、懇談会の進行を行う。

3　市長は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条　懇談会の庶務は、企画部未来創造研究室において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

一般社団法人岐阜市医師会
学校法人聖徳学園岐阜聖徳学園大学
株式会社十六銀行
岐阜市自治会連絡協議会
岐阜商工会議所
岐阜信用金庫
ぎふ農業協同組合
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学
社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会
岐阜市議会
岐阜市立女子短期大学
岐阜市小中学校長会
岐阜市PTA連合会